

原材料・エネルギーコストの 転嫁対策について

平成27年4月
経済産業省

価格転嫁に係るこれまでの取組

- ◆昨年夏頃から円安による原材料・エネルギーコストの増加分が転嫁できないとの中小・小規模事業者の声が高まったことを踏まえ、**昨年10月3日に、転嫁対策パッケージを公表し、実施。**
- ◆さらに、昨年12月16日の政労使合意や本年1月の補正予算の取りまとめも踏まえ、**1月23日に更なる対策を公表し、実施。**
- ◆対策の内容は、大きく分けて3つ。

①大企業に対する要請とフォローアップ

大企業に対する要請、各業界団体を通じた転嫁状況の調査や、下請取引ガイドラインの改訂などを通じて、大企業の取組を促進。

②下請代金法に基づく取締強化

大企業による一方的な値決めに対し下請代金法による取締りを強化。全国に相談体制を整備。

【集中立入検査先: 462件(3月27日現在)】

③中小・小規模事業者の切実な状況に対応するための資金面の支援

公的金融機関に対し、中小・小規模事業者の返済条件緩和等について配慮することを要請する文書を発出。省エネ設備の導入補助金や日本政策金融公庫・商工中金における新たな低利融資制度を創設。

【2月末までの5か月間に、約25万1千件・3兆6千億円の返済条件変更を実施】

【省エネ設備導入補助金(26補正): 予算措置930億円】

【低利融資制度(26補正): 予算措置721億円、貸付規模4兆円超】



これらの転嫁対策を強力に推進中。

特に春の価格改定における大企業の取組を強力に促しているところ。

原材料・エネルギーコスト増加分の価格転嫁状況に関する調査結果

- ◆受注側の約3割が価格転嫁が受け入れられた、約4割が一部受け入れられたと回答。
- ◆他方、価格の協議ができない、と認識している事業者も2割弱存在。



全ての取引で価格転嫁が適正に行われるよう、更なる取組が必要。

<調査対象>

業界団体所属企業調査(業界調査) 回答数3,704

下請中小企業WEB調査(下請調査) 回答数2,530

<調査期間>

2015年1月下旬～2月中旬

2015年2月下旬

<調査結果>

「価格転嫁を受け入れられた(受け入れた)」との回答

業界調査(受注側約34%、発注側約52%)、下請調査(約32%)

「価格転嫁を一部受け入れられた(一部受け入れた)」との回答

業界調査(受注側約40%、発注側約36%)、下請調査(約43%)

「協議ができない(協議しない)」との回答

業界調査(受注側約15%、発注側約7%)、下請調査(約19%)

(参考)取引価格の決め方の事例

好事例： 原材料費や電気料金の上乗せ分は、客観的なデータの検証に基づき、取引価格に反映している。
〔自動車産業〕

困難事例： 原材料費の上乗せは交渉できるが、電気料金等エネルギーコストの変動は交渉の余地がない。
〔素形材産業〕

◆下請取引ガイドラインの改訂及び徹底した普及・啓発

- ① 下請取引ガイドラインに、原材料・エネルギーコストの転嫁に関する好事例等を追加済。今後、産業界に対して、このガイドラインに沿った取引を行うよう徹底して要請。
- ② 下請代金検査官や消費税転嫁Gメンが立入検査を行う際、下請取引ガイドラインに沿った取引を行うよう要請。
- ③ 全国で約500回の講習会を開催し、下請取引ガイドラインの理解・活用を促進。

◆下請代金法等に基づく厳正な監視・取締り

- ① 今後は、下請事業者が下請取引ガイドラインに沿った取引を要請したにもかかわらず、親事業者が協議に応じず一方的に取引価格を据え置くなどの行為があれば、厳正に対処。
- ② 本年度上半期に、約500社の大企業に対して集中的な立入検査を実施。
- ③ 検査体制を整備・充実させるため、消費税転嫁特措法に基づく立入検査で発覚した下請代金法違反事案については、消費税転嫁Gメンが厳正に対処。

◆中小・小規模事業者に対する資金面の支援

①省エネ設備導入支援

平成26年度補正予算により、エネルギーコスト高に苦しむ地域の工場・事務所・店舗等への最新モデルの省エネ設備の導入を支援する制度を実施中。【公募:3月16日開始】

②原材料・エネルギーコスト高対策パッケージ融資

平成26年度補正予算により、原材料・エネルギーコスト高などの影響を受け、資金繰りに困難を来たす事業者に対する金利の引下げ幅を拡大するとともに、省エネルギーを推進する事業者に対して従来とは別枠の限度額での低利融資を実施中。【貸付実績約7千件・1,600億円(2月16日～28日)】

◆中小企業団体や業界団体への要請

- ・省を挙げて、中小企業団体や業界団体に対して、経済の好循環拡大に向けた適正な下請取引や賃上げの要請に取り組む。

(注)価格改定交渉の結果が出揃う5月以降に再度、業種ごとに価格転嫁の状況を調査・公表する。

(参考)これまでの具体的な施策

これまでの具体的な施策 (①大企業への要請とフォローアップ)

1. 産業界(大企業)への要請

- (1) 業界団体(計745団体)に対し、価格転嫁に関する経済産業大臣名の要請文書(他省庁関連は両大臣連名)を発出。(昨年10月)
→各団体から会員企業に周知。下請企業は要請文書を親事業者との交渉に活用。
- (2) 下請代金法上の親事業者(約20万社)に対して取引適正化を要請する文書を発出。
(昨年10月)
- (3) 昨年11月の経団連や自工会との懇談会において宮沢経済産業大臣から要請。
- (4) さらに、昨年12月の政労使合意も踏まえ、賃上げに加え価格転嫁等の取組も、様々な機会を活用して産業界に重ねて要請。
→大臣や局長等から経営トップ、役員に対して直接要請する等、自動車業界をはじめさまざまな業界に所属する業界団体・企業に対して要請。
→地方の主要経済団体・企業に対して、地方経済産業局長等から要請。

【計270団体に対して要請】

参考:政労使会議取りまとめ文書(平成26年12月16日「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について」)
「政府の環境整備の取組の下、経済界は、賃金の引上げに向けた最大限の努力を図るとともに、取引企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた価格転嫁や支援・協力について総合的に取り組むものとする。」

これまでの具体的な施策 (①大企業への要請とフォローアップ)

2. 価格転嫁等に係るフォローアップ

- (1) 下請構造を有する16業種について、業界団体(127団体)を通じて約1万9千社に対して、価格転嫁状況や取引対価決定時の協議状況について調査を実施。さらに、業界団体の会員企業以外の状況も把握するため、民間データ会社を通じて約1万社の下請企業に対して調査を実施。(1月末～2月調査)
- (2) 適正な取引の好事例等を記載した、業種ごとの「下請取引ガイドライン」を昨年度末に改訂。ガイドラインに沿った取引適正化に取り組むよう業種ごとに要請。
- 例) ① 不定期で行っていた価格改定交渉を、一定以上原材料コストが変動する場合は定期的に行うよう変更。(住宅)
- ② エネルギーコスト負担について、あらかじめ算定の手法について取り決めを行い、定期的に製品単価を改定する仕組みを取り入れ。(化学)
- ③ 電力会社の協力の下、エネルギーコスト負担の具体的根拠に基づき、取引価格を設定。(素形材)
(注:合理的根拠を示すことで親事業者に受け入れられやすくなる)
- (3)多くの企業で価格改定交渉の結果が出る春以降の改善状況について調査を実施。

これまでの具体的な施策 (②下請代金法に基づく取締強化)

1. 下請代金法による取締りの強化

- (1) 昨年10月以降、年度末までに合計約500社の大企業に対し集中的な立入検査を実施。【3月27日現在、立入検査462社 減額、支払い遅延、買いたたきなど下請代金法に基づく指導394社】
- (2) 消費税の転嫁状況の監視・取締りを行う転嫁Gメンが立入検査を行う際、原材料・エネルギーコスト増加分の転嫁状況についても厳正に確認。
【昨年10月以降、3月27日現在、立入検査588社】

2. 原材料・エネルギーコスト増に関する相談員の配置

中小企業・小規模事業者の相談を受ける下請かけこみ寺に、原材料・エネルギーコスト増に関する相談員を配置(昨年10月)。全国2,328箇所の商工会・商工会議所等でも相談受付。【昨年10月以降、3月20日現在、下請かけこみ寺の原材料・エネルギーコスト関係相談件数 14件 その他の相談件数2,326件】

これまでの具体的な施策

(③中小・小規模事業者の切実な状況に対応するための資金面の支援)

1. 省エネ支援の強化

中小企業・小規模事業者が利用しやすい省エネ設備の導入補助金を措置。(補助率の引上げ、手続きの簡素化 etc.) **【26年度補正予算:930億円】**

2. 資金繰り支援の強化

(1) 資金繰り支援の要請

公的金融機関に対し、中小・小規模事業者の返済条件緩和等について、配慮することを要請する文書を発出。(昨年10月)

【2月末までの5か月間に、約25万1千件・3兆6千億円の返済条件変更を実施】

(2)「原材料・エネルギーコスト高対策パッケージ融資」の創設

日本政策金融公庫・商工中金において、原材料・エネルギーコスト高等の影響を受け、資金繰りに困難を来たす中小・小規模事業者や省エネ投資を促進する中小・小規模事業者に対して、経営支援を含む手厚い資金繰りを実施。

【26年度補正予算:721億円(貸付規模4兆円超)】